

## ドミニカ国の入国規制措置（8月7日更新）

ドミニカ国政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 8月7日から、自国民以外の渡航者の入国も認める。
- 2 全ての渡航者は、少なくとも到着24時間前に、オンライン上で健康状態質問票を提出すること。
- 3 到着時には健康状態質問確認票を提示し、到着24時間から72時間前以内に取得した新型コロナウイルス陰性証明書を提出すること。
- 4 渡航者は、到着時に体温検査を含めた健康状態検査を受ける必要があり、迅速抗体検査（Rapid Test）が課される。5歳以下の子どもの検査費用は免除される。
- 5 高熱、健康状態の異常、迅速抗体検査（Rapid Test）で陽性となった場合には、PCR検査が課され、結果を待つまでの間、渡航者の費用負担により、政府認可施設、または、政府認可済みホテルでの検疫措置となる。同検査が陽性の場合、保健当局からの許可が下りるまで隔離措置となる。
- 6 渡航者は、入国から出国までの間マスクを着用しなければならず、身体的・物理的距離の確保等を遵守し、保健当局の指示に従うこと。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：ドミニカ国政府 HP

<http://dominica.gov.dm/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。